

○東京都漁業調整規則

昭和四〇年七月一三日

規則第一六〇号

改正 昭和四三年五月七日規則第九八号

昭和四三年六月二六日規則第一三四号

昭和四四年一〇月一三日規則第一五四号

昭和四六年六月二九日規則第一三三号

昭和四七年三月一七日規則第三〇号

昭和五〇年四月一九日規則第一四四号

昭和五二年十一月一日規則第一五七号

昭和五三年一〇月一一日規則第一六〇号

昭和五八年六月一一日規則第九一号

昭和六〇年八月二一日規則第一三四号

平成六年九月三〇日規則第一八一号

平成八年四月三〇日規則第一五八号

平成一二年三月三一日規則第一八六号

平成一三年三月三〇日規則第一〇八号

平成一三年一〇月一八日規則第二五〇号

平成一四年三月四日規則第二五号

平成一五年三月三一日規則第一〇四号

平成一八年七月一二日規則第一八〇号

平成二〇年三月一八日規則第一八号

平成二七年四月一三日規則第一三二号

東京都漁業調整規則を公布する。

東京都漁業調整規則

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 漁業の許可(第七条—第三十三条)

第三章 水産資源の保護培養及び漁業の取締等(第三十四条—第五十五条)

第四章 罰則(第五十六条—第五十九条)

付則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)、水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)その他漁業に関する法令とあいまつて、東京都における水産資源の保護培養、漁業取締その他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期すること

を目的とする。

(適用範囲)

第二条 この規則は、漁業法第八十四条第一項に規定する海面に適用する。

(昭四三規則一三四・昭四六規則一三三・一部改正)

(申請又は届出の経由機関)

第三条 漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとする者は、支庁の所管区域内に住所を有する者にあつてはその住所地を所管する支庁の長を経由し、その他の者にあつては直接知事に申請し、又は届け出なければならない。ただし、都内に住所を有しない者が第七条第一号イ又は第二号イ、ロ若しくはタからネまでに規定する漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとする場合は、その住所地を所管する道府県の知事の副申書を添えて申請し、又は届け出なければならない。

(平一二規則一八六・平二〇規則一八・平二七規則一三二・一部改正)

(代表者の届出)

第四条 漁業法第五条第一項の規定による代表者の届出は、別記第一号様式により行うものとする。

(漁業権等に関する申請書の様式)

第五条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 漁業法第八条第六項の規定による認可の申請書 別記第二号様式
- 二 漁業法第十条の規定による免許の申請書 別記第三号様式

(平一三規則一〇八・一部改正)

(小型機船底びき網漁業の地方名称)

第六条 小型機船底びき網漁業取締規則(昭和二十七年農林省令第六号)第一条第一項各号に掲げる小型機船底びき網漁業で次の表の上欄に掲げるものの地方名称は、それぞれ当該下欄に掲げるものとする。

小型機船底びき網漁業の種類	地方名称
手繰第三種漁業	けた網漁業
打瀬漁業	打瀬網漁業及び打瀬けた網漁業

第二章 漁業の許可

(漁業の許可)

第七条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、第一号イ及びロ並びに第二号イからトまで、リからヲまで及びヨからネまでに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第二号チからルまでに規定する漁業にあつては、漁業協同組合の組合員であつて、当該漁業協同組合がその有する漁業権又は入漁権ごとに制定する漁業権行使規則又は入漁権

行使規則で規定する資格に該当する者が、当該資格に係る漁業を営む場合は、この限りでない。

一 次に掲げる水産動植物の採捕を目的として営む漁業

イ さんご(以下「さんご漁業」という。)

ロ かめ(あおうみがめをとることを目的とするものに限る。以下「かめ漁業」という。)

二 次に掲げる漁業の方法により営む漁業

イ 棒受け網(総トン数五トン以上の船舶を使用するものに限る。第三十八条及び第四十一条を除き、以下「棒受け網漁業」という。)

ロ 火光利用さば(一本釣り又はたもすくいであつて、総トン数五トン以上の船舶を使用するものに限る。第三十八条及び第四十一条を除き、以下「火光利用さば漁業」という。)

ハ 小型まき網(へに掲げる漁業の方法を除くまき網であつて、総トン数五トン未満の船舶を使用するものに限る。以下「小型まき網漁業」という。)

ニ 機船船びき網(以下「機船船びき網漁業」という。)

ホ とびうお流し刺し網(動力漁船を使用するものに限る。以下「とびうお流し刺し網漁業」という。)

へ とびうお流しまき網(動力漁船を使用するものに限る。以下「とびうお流しまき網漁業」という。)

ト 刺し網(ホ及びルに掲げる漁業の方法を除く刺し網であつて、東京都内湾海域(千葉県と東京都との境から東京都と神奈川県との境に至る地先海面。以下同じ。)を除く東京海区(昭和二十五年農林省告示第百二十九号で定める区域。以下同じ。)におけるものに限る。以下「刺し網漁業」という。)

チ 潜水器(簡易潜水器を使用するものを含む漁業の方法であつて、小笠原村地先海面を除く東京海区におけるものに限る。以下「潜水器漁業」という。)

リ いそ魚寄せ網(以下「いそ魚寄せ網漁業」という。)

ヌ 建て切り網(方言建て網を含む。以下「建て切り網漁業」という。)

ル 固定式刺し網(三枚網及び重ね網を含むものであつて、東京都内湾海域を除く東京海区におけるものに限る。以下「固定式刺し網漁業」という。)

ヲ 四そう張り網(以下「四そう張り網漁業」という。)

ワ 地びき網(以下「地びき網漁業」という。)

カ 小型定置(小笠原村地先海面におけるものに限る。以下「小型定置漁業」という。)

ヨ 底はえ縄(ネに掲げる漁業の方法を除くはえ縄であつて、小笠原村地先海面において、総トン数五トン以上の動力漁船を使用するものに限る。以下「底はえ縄漁業」という。)

タ 底魚一本釣り(小笠原村地先海面におけるものであつて、総トン数五トン以上の動力漁船を使用するものに限る。以下「底魚一本釣り漁業」という。)

レ ひき縄(小笠原村地先海面におけるものであつて、総トン数五トン以上の動力漁船を使用するものに限る。以下「ひき縄漁業」という。)

ソ まぐろはえ縄(小笠原村地先海面において、総トン数五トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用して、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とするものに限る。以下「まぐろはえ縄漁業」という。)

ツ かつお・まぐろ釣り(小笠原村地先海面において、総トン数五トン以上の動力漁船により、釣りによつて、かつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とするものに限る。以下「かつお・まぐろ釣り漁業」という。)

ネ 底立てはえ縄(以下「底立てはえ縄漁業」という。)

(平二〇規則一八・全改、平二七規則一三二・一部改正)

#### (許可の申請)

第八条 漁業法第六十六条第一項及び前条の規定による漁業の許可(以下「漁業の許可」という。)を受けようとする者は、漁業法第六十六条第一項に規定する漁業並びに前条第一号イ及びロ並びに第二号イからトまで、リからヲまで及びヨからネまでに規定する漁業(以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。)にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、別記第四号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

2 第二十五条の規定により定数が定められた漁業(以下「定数漁業」という。)に係る前項の許可の申請は、知事が定める期間中にしなければならない。ただし、第二十二条第一項、第二十七条及び第二十八条第一項の規定により許可の申請をする場合は、この限りでない。

3 知事は、前項の期間を定めたときは、これを公示する。

4 第二項の漁業の許可の申請をした者がその後死亡し、合併により解散し、又は分割(当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者)、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によつて成立した法人又は当該分割によつて当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可の申請をした者の地位を承継する。

5 前項の規定により許可の申請をした者の地位を承継した者は、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

6 知事は、第一項の申請書のほか、許可をどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(昭四三規則九八・昭四六規則一三三・昭六〇規則一三四・平一三規則一〇八・平一八規則一八〇・平二〇規則一八・平二七規則一三二・一部改正)

#### (許可の有効期間)

第九条 漁業の許可の有効期間は、許可の日から起算して三年とする。ただし、第二十七

条または第二十八条第一項の規定によつて許可した場合は、従前の許可の残存期間とする。

- 2 前項の有効期間は、同一の定数漁業については、同一の期日に満了するように定めるものとする。
- 3 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、第一項の期間より短い期間を定めることができる。

(平一八規則一八〇・一部改正)

(許可証の交付)

第十条 知事は、漁業の許可をしたときは、別記第五号様式による許可証を交付する。

(許可証の携帯義務)

第十一条 漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、前条の許可証を自ら携帯し、または操業責任者に携帯させなければならない。

- 2 許可証の書換え申請その他の理由により、許可証を行政庁に提出中である者が当該許可に係る漁業を操業するときは、前項の規定にかかわらず、支庁の所管区域内に住所を有する者にあつてはその者の住所地を所管する支庁の長が、その他の者にあつては知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、または操業責任者に携帯させればよい。
- 3 前項の場合において、許可証の交付または還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第十二条 漁業の許可を受けた者は、許可証または前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、または貸与してはならない。

(許可番号の表示)

第十三条 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、船舶の外部の両舷側の中央部に別記第六号様式による許可番号を表示しなければ当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

- 2 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、または取り消された場合には、すみやかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

(許可等の制限または条件)

第十四条 知事は、漁業調整上または水産資源の保護培養のため必要があるときは、漁業の許可または起業の認可をするにあたり、当該許可または起業の認可に制限または条件を付けることができる。

(許可の内容に違反する操業の禁止)

第十五条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容(船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、漁業種類(当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものをいう。以下同じ。)、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域及び操業期間を、その他の漁業にあつて

は漁業種類、操業区域及び操業期間をいう。以下同じ。)に違反して当該漁業を営んではならない。

(許可の内容の変更の許可)

第十六条 漁業の許可または起業の認可を受けた者が、漁業の許可の内容の変更をしようとするときは、別記第七号様式による申請書を提出して、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合には、第八条第六項の規定を準用する。

(許可証の書換え交付の申請)

第十七条 漁業の許可を受けた者は、許可証の記載事項(漁業種類、操業区域及び操業期間に係るものを除く。)に変更を生じたときは、すみやかに(船舶の総トン数または推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったときまたは機関換装の終わったときに)、別記第八号様式による申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項の申請者が都内に住所を有しない場合において、その申請が船舶の総トン数または推進機関の馬力数の増減に係るときは、当該申請書に漁船の登録の謄本を添えなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第十八条 漁業の許可を受けた者は、許可証を亡失し、またはき損したときは、すみやかに、別記第九号様式により知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第十九条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく許可証を書換えて交付し、または再交付する。

- 一 第十六条の許可(船舶の総トン数または推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。)をしたとき。
- 二 第十七条の規定による書換え交付または前条の規定による再交付の申請があつたとき。
- 三 第二十九条第二項の規定による届出があつたとき。
- 四 第三十二条第一項の規定により漁業の許可につき、その内容を変更し、または制限若しくは条件を付けたとき。

(許可証の返納)

第二十条 漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、または取り消された場合には、すみやかにその許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付または再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

- 3 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は合併後存続する法人、合併によつて成立した法人若しくは清算人が前二項の手続をしなければならない。

(平一三規則一〇八・一部改正)

(起業の認可)

第二十一条 漁業の許可を受けようとする者であつて現に船舶または主な漁具を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前または船舶若しくは漁具を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶若しくは漁具を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

- 2 前項の規定による起業の認可(以下「起業の認可」という。)を受けようとする者は、船舶ごとに許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、別記第四号様式による申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 第八条第二項から第六項までの規定は、第一項の認可の申請に準用する。

第二十二条 知事は、起業の認可を受けた者がその起業の認可に基いて漁業の許可の申請をした場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、次条第一項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可をするものとする。

- 2 起業の認可を受けた者が認可を受けた日から知事の指定した期間内に漁業の許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日にその効力を失う。

(許可等をしない場合)

第二十三条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、漁業の許可または起業の認可をしない。

- 一 申請者が次条に規定する適格性を有する者でない場合
  - 二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合
  - 三 漁業調整または水産資源の保護培養上必要があると認める場合
- 2 知事は、前項第一号又は第二号の規定により許可又は認可をしないときは、あらかじめ、海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。
  - 3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。
  - 4 知事は、第一項第三号の規定により許可又は認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

(平六規則一八一・平一八規則一八〇・一部改正)

(許可等についての適格性)

第二十四条 漁業の許可または起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。

二 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。

(許可等の定数)

第二十五条 知事は、水産資源の保護培養又は漁業取締りその他漁業調整上必要があると認めるときは、第七条各号に規定する漁業につき及び漁業法第六十六条第一項に掲げる漁業のうち同条第三項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められた漁業以外の漁業につき漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度(以下「定数」という。)を定めることができる。

- 2 知事は、第一項の定数を定める場合には、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。
- 3 漁業法第六十六条第三項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められたときは、当該隻数の最高限度は、第一項の規定によつて知事が定めた定数とみなす。
- 4 知事は、第一項の定数(前項の規定により知事が定めたとみなされる定数を除く。)を定めたときは、これを公示する。
- 5 第二項及び前項の規定は、第一項の規定により定めた定数を変更する場合に準用する。

(平一八規則一八〇・平二〇規則一八・一部改正)

(許可等の基準)

第二十六条 定数漁業に係る漁業の許可または起業の認可の申請が定数をこえる場合には、知事は、少くとも次に掲げる事項を勘案して漁業ごとに許可または起業の認可の基準を定め、これに従つて漁業の許可または起業の認可をするものとする。

- 一 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のためまたは沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図ること。
- 二 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図ること。

- 2 知事は、定数漁業に係る漁業の許可または起業の認可の申請をすべて認めるとすれば当該漁業の定数をこえることとなる場合において、その申請のうち現に当該漁業の許可または起業の認可を受けている者(当該漁業の許可の有効期間の満了日が第八条第三項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により公示した漁業の許可または起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあつては、当該漁業の許可の有効期間の満了日において当該漁業の許可または起業の認可を受けていた者)が当該漁業の許可の有効期間(起業の認可を受けておりまたは受けていた者にあつては、当該起業の認可に係る漁業の許可の有効期間)の満了日の到来のため改めてした申請(船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、当該漁業の許可または起業の認可に係る船舶と同一の船舶またはその代船であつてその総トン数及び馬力数が当該漁業の許可または起業の認可に係る船舶の総トン数及び馬力数をこえないものについてした申請に限る。)があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に対して、他の申請に優先して漁業の許可また



は起業の認可をするものとする。

- 3 知事は、前項の規定により漁業の許可または起業の認可をすれば定数をこえることとなる場合には、前項の規定にかかわらず、少なくとも次に掲げる事項を勘案して漁業の許可または起業の認可の基準を定め、これに従って漁業の許可または起業の認可をするものとする。

- 一 当該漁業の操業状況
- 二 各申請者が当該漁業に依存する程度
- 三 船舶ごとに漁業の許可を要する漁業にあつては、前項の規定による漁業の許可または起業の認可の申請に係る船舶の申請者別隻数

- 4 知事は、第一項又は前項の基準を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

(平一八規則一八〇・一部改正)

(許可等の特例)

第二十七条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに漁業の許可を要する漁業については、次の各号の一に該当する場合は、その申請の内容が従前の漁業の許可または起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第二十三条第一項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可または起業の認可をするものとする。

- 一 漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間中にその許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し、他の船舶について漁業の許可または起業の認可を申請した場合
- 二 漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、または沈没したため、滅失または沈没の日から六月以内(その許可の有効期間中に限る。)に他の船舶について漁業の許可または起業の認可を申請した場合

第二十八条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の理由により当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者が、当該船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請した場合において、その申請が次の各号のいずれかに該当し、かつ、その申請の内容が従前の許可に係る漁業の許可の内容と同一であるときは、第二十三条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

- 一 漁業の許可を受けた者が、当該漁業の経営の安定又は合理化を図るため、その経営組織を変更して、他の漁業者若しくは漁業従事者と共同して当該漁業を営む場合又はその者若しくはその者の当該漁業に従事する者を主たる構成員若しくは社員とする法人として当該漁業を営む場合その他これらに準ずる場合
- 二 漁業の許可を受けた者が、その許可に係る船舶の合計総トン数が別に定めて公示する規模に達しない場合において、その規模に達するため、他の船舶を併せて使用しよ

うとするとき。

三 漁業の許可又は起業の認可を申請した者が、水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため緊急に転換を図る必要があると認められる漁業であつて別に定めて公示するものを営み若しくはこれに従事する者又はこれらを主たる構成員若しくは社員とする法人である場合

四 当該漁業の従事者が自立して当該漁業を営もうとする場合

2 知事は、前項第二号若しくは第三号の規定に基き別に定め、又はこれを変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

(平一三規則一〇八・平一八規則一八〇・一部改正)

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第二十九条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該漁業の許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により漁業を営むべき者を定めたときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人又は分割によつて当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、そのことを証する書面を添えて、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(平一三規則一〇八・一部改正)

(許可等の取消)

第三十条 知事は、漁業の許可または起業の認可を受けた者が、第二十四条に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、その許可または起業の認可を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定による漁業の許可又は起業の認可の取消しをするときは、あらかじめ、海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

(平六規則一八一・平一八規則一八〇・一部改正)

第三十一条 知事は、漁業の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間または引き続き一年間休業したときは、その許可を取り消すことができる。

2 漁業の許可を受けた者の責めに帰すべき理由による場合を除き、次条第一項若しくは第四十六条の規定に基づく処分又は漁業法第六十七条第一項の規定に基づく指示、同条第十一項の規定に基づく命令、同法第六十八条第一項の規定に基づく指示若しくは同条第四項において読み替えて準用する同法第六十七条第十一項の規定に基づく命令により操業を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

4 漁業の許可を受けた者が一漁業時期以上休業しようとするときは、休業期間を定め、あ

らかじめ知事に届け出なければならない。

- 5 漁業の許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(平六規則一八一・平一二規則一八六・平一三規則二五〇・一部改正)

(漁業調整等のための許可等の変更、取消または操業停止等)

第三十二条 知事は、水産資源の保護培養その他漁業調整のため必要があると認めるときは、漁業の許可若しくは起業の認可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し、または操業を停止させることができる。

- 2 漁業の許可を受けた者が、漁業に関する法令の規定またはこれらの規定に基く処分に違反したときも、前項と同様とする。
- 3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係る漁業の全部の許可について行うことができる。
- 4 知事は、第一項又は第二項の規定による漁業の許可若しくは起業の認可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は操業の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。
- 5 第一項及び第二項の場合には、第三十条第二項の規定を準用する。

(平六規則一八一・一部改正)

(許可等の失効)

第三十三条 漁業の許可または起業の認可を受けた者が死亡し、または解散したときは、第二十九条第一項の規定に基き承継する場合を除き、その許可または起業の認可は、その効力を失う。

- 2 漁業の許可を受けた者が当該漁業を廃止したときは、その許可は、その効力を失う。
- 3 船舶ごとに許可を要する漁業の許可または起業の認可で、次の各号の一に該当するものは、その効力を失う。
  - 一 漁業の許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止したとき。
  - 二 漁業の許可または起業の認可を受けた船舶が滅失し、または沈没したとき。
  - 三 漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

### 第三章 水産資源の保護培養及び漁業の取締等

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

第三十四条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつてはならない。

- 2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。
- 3 前項の規定は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)の適用を受ける者については、適用しない。

(昭四七規則三〇・一部改正)

(禁止期間)

第三十五条 次の表の上欄に掲げる水産動植物は、それぞれ当該下欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業を内容とする漁業権またはこれに係る入漁権に基いて種苗として採捕する場合及び寄も、流もを採捕する場合は、この限りでない。

名称	禁止期間
あおうみがめ	六月一日から七月三十一日まで ただし、小笠原村地先海面におけるものに限る。
いせえび(かのこいせえび、しまいせえび、ごしきえび及びにしきえびを含む。以下同じ。)	六月一日から八月三十一日まで
ぞうりえび及びせみえび	六月一日から八月三十一日まで
あさひがに	七月一日から七月三十一日まで
あわび	十一月一日から十二月三十一日まで
とこぶし	九月一日から十月三十一日まで
ひろせがい	十月一日から翌年三月三十一日まで
しやこがい、すいじがい、くもがい、ほらがい、さざえ(まるさざえを含む。以下同じ。)及びたけのこがい	七月一日から八月三十一日まで
たからがい(はちぢようだから、ほしだから及びうみうさぎに限る。以下同じ。)	七月一日から八月三十一日まで ただし、小笠原村地先海面におけるものに限る。
みつかどばいぶうに	七月一日から八月三十一日まで
しらひげうに	四月一日から五月三十一日まで
てんぐさ	十一月一日から翌年三月三十一日まで

- 2 あおうみがめが放産した卵は、これを採捕してはならない。
- 3 前二項の規定に違反して採捕した水産動植物またはその製品は、所持し、または販売してはならない。

(昭四六規則一三三・一部改正)

(大きさの制限)

第三十六条 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ当該下欄に掲げる大きさのもの

は、これを採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

名称	大きさ
あおうみがめ	曲甲長(背甲の先端から末端までの背甲にそつた長さをいう。) 七十五センチメートル以下
たかべ	全長 十センチメートル以下
ぶり	全長 十五センチメートル以下
うなぎ	全長 二十四センチメートル以下
いせえび	全長 (目のつけねから尾の末端までの長さをいう。) 十三センチメートル以下 ただし、小笠原村地先海面にあつては 二十二センチメートル以下
ぞうりえび及びせみえび	全長(いせえびに同じ。) 十三センチメートル以下
とこぶし	殻長 四・五センチメートル以下
あわび	殻長 十一センチメートル以下
ひろせがい	殻長 五・〇センチメートル以下
さぎえ	殻長 五・〇センチメートル以下
あさり	殻長 二・五センチメートル以下
はまぐり	殻長 四・〇センチメートル以下
しやこがい	殻長 十五センチメートル以下
みつかどばいぶうに	殻長 六・〇センチメートル以下
しらひげうに	殻長 六・〇センチメートル以下

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(昭四六規則一三三・昭五二規則一五七・平一八規則一八〇・一部改正)

(漁業の禁止)

第三十七条 次に掲げる漁業の方法により営む漁業は、漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、営んではならない。

- 一 沖縄式追込網
- 二 潜水器(簡易潜水器を使用するものを含む漁業の方法であつて、小笠原村地先海面におけるものに限る。)

(平二〇規則一八・全改)

(漁具及び漁法の制限及び禁止)

第三十八条 次に掲げる漁具又は漁法により、水産動物を採捕してはならない。

- 一 はぜびき網(方言だぼ網)

- 二 張切網
- 三 水中銃(発射装置を有する刺突具類であつて水中で使用するもの。)
- 四 掛なわこぎ(文鎮こぎ及び朝鮮けたを含む。)
- 五 ころばし
- 六 水中に電流を通じてする漁法
- 七 集魚燈を使用してする漁法(火光利用さば漁業、いか釣漁業、棒受け網漁業(総トン数五トン未満の船舶を使用するものにあつては、次表に掲げる区域及び期間に行うものに限る。))及び火光利用とびうお漁業(たも網又は敷網を使用して、とびうおをとることを目的とするものに限る。)を除く。)

区域	期間
<p>1 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの点を順次結んだ線によつて囲まれた区域</p> <p>イ 北緯三十四度三十七分十二秒(測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第三項に規定する世界測地系による。以下同じ。)、東経百三十九度三十四分四十九秒の点</p> <p>ロ 北緯三十四度二十二分十二秒、東経百三十九度三十四分四十九秒の点</p> <p>ハ 北緯三十四度二十二分十二秒、東経百三十九度十九分四十九秒の点</p> <p>ニ 北緯三十四度三十七分十二秒、東経百三十九度十九分四十九秒の点</p>	<p>四月一日から十二月三十一日まで</p>
<p>2 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの点を順次結んだ線によつて囲まれた区域</p> <p>イ 北緯三十四度八分十二秒、東経百三十八度五十九分四十九秒の点</p> <p>ロ 北緯三十三度四十八分十二秒、東経百三十八度五十九分四十九秒の点</p> <p>ハ 北緯三十三度四十八分十二秒、東経百三十八度三十七分四十九秒の点</p> <p>ニ 北緯三十三度五十分十二秒、東経百三十八度三十七分四十九秒の点</p> <p>ホ 北緯三十四度八分十二秒、東経百三十八度五十一分四十九秒の点</p>	<p>四月一日から十二月三十一日まで</p>

(昭四三規則九八・昭五〇規則一四四・昭五二規則一五七・平一四規則二五・平一八規則一八〇・平二〇規則一八・一部改正)

(禁止区域)

第三十八条の二 小笠原村地先海面内の次に掲げる海域内においては、造礁さんご類(腔腸動物のうち石さんご目、ひどろさんご目及びくださんごをいう。以下同じ。)、いせえび(第五号の海域において採捕する場合を除く。)、しやこがい、すいじがい、くもがい、たからがい、ほらがい、なまこ及びうにを採捕してはならない。

一 次のイ、ロ、ハ、ニの点を順次結んだ線、ホとへの点を結んだ線及び最大高潮時海岸線(以下「陸岸」という。)によつて囲まれた海域

イ ひょうたん島東端

ロ イの点から百七度(真方位による。以下同じ。)五百メートルの点

ハ 猫岩の東端から百十七度五百メートルの点

ニ 猫岩の東端

ホ 猫岩の西端

へ ひょうたん島の西端

二 次のイとロの点、ハとニの点を結んだ線及び陸岸によつて囲まれた海域

イ 人丸島東端から二十三度の線と兄島陸岸との交点

ロ 人丸島東端

ハ 人丸島西端

ニ ハの点から三十五度の線と兄島陸岸との交点

三 次のイとロの点を結んだ線、ハとニの点を結んだ線、陸岸及び陸岸から沖合百メートルの線によつて囲まれた海域

イ 黒岩西端

ロ イの点から百八十度百メートルの点

ハ 兄島瀬戸に面した兄島陸岸の西端から百八十度百メートルの点

ニ 兄島瀬戸に面した兄島陸岸の西端

四 次のイ、ロ、ハ、ニの点を順次結んだ線と陸岸によつて囲まれた海域

イ 宮の浜東側岬の北端

ロ イの点から四十二度百五十メートルの点

ハ 父島潮早崎北端零度五十メートルの点

ニ 父島潮早崎北端

五 父島南崎南端、霊岸岩北端、霊岸岩南端、魚見岩南端、南丸根南端、沖冠岩西端、北丸根北端、南一ツ岩北端、北丸島北端及び父島飛石の鼻西端を順次結んだ線と陸岸によつて囲まれた海域

六 次のイ、ロ、ハ、ニの点を順次結んだ線と陸岸によつて囲まれた海域

イ 母島沖の浜北側の岬南端

ロ イの点から二百二十八度二百メートルの点

ハ 母島沖岬南端から百八十度二百メートルの点

ニ 母島沖岬南端

七 次のイ、ロ、ハの点を順次結んだ線、ニとホの点を結んだ線及び陸岸によつて囲まれた海域

イ 平島北西側の岬北端

ロ イの点から三百二十一度五百メートルの点

ハ 二子島北端

ニ 二子島南端

ホ 平島東側岬南端

(昭四六規則一三三・追加、平八規則一五八・一部改正)

第三十九条及び第四十条 削除

(平二〇規則一八)

(電気設備の制限)

第四十一条 次の表の上欄に掲げる漁業に使用する漁船は、一漁船につき、当該下欄に掲げる範囲を超える電気設備をしてはならない。

漁業の種類	総設備容量の範囲
棒受け網漁業	集魚燈に使用する電球七千ワット以下
火光利用さば漁業	集魚燈に使用する電球七千ワット以下

(昭五〇規則一四四・昭五二規則一五七・平二〇規則一八・一部改正)

(漁場内の岩礁破碎等の許可)

第四十二条 漁業権の設定されている漁場内において岩礁を破碎し、または土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、港湾管理者(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。)が港湾区域(港湾法第二条第三項に規定する水域をいう。)内においてこれらの行為をする場合は、この限りでない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、別記第十号様式による申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の規定により許可をするにあたり、制限または条件を付けることができる。

(漁船の総トン数の制限)

第四十三条 次の表の上欄に掲げる漁業は、当該下欄に掲げる総トン数以上の漁船を使用してはならない。

漁業の種類	総トン数
固定式刺し網漁業	十トン(小笠原村陸岸から三海里以内の海面におけるものに限る。)

(昭四六規則一三三・全改、平八規則一五八・平二〇規則一八・一部改正)



(遊漁者等の漁具及び漁法の制限)

第四十四条 漁業者が漁業を営むためにする場合若しくは漁業従事者が漁業者のために従事してする場合または試験研究のために水産動植物を採捕する場合を除き、次に掲げる漁具または漁法以外の漁具または漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- 一 竿釣及び手釣(まき餌釣を除く。)
- 二 たも網及びさ手網
- 三 投網(船を使用しないものに限る。)
- 四 やす及びは具(貝まきを除く。)
- 五 徒手採捕
- 六 ひき縄釣

2 前項各号に掲げる漁具または漁法により水産動植物を採捕する場合は、正当な漁業の操業を妨げないようにしなければならない。

(平一八規則一八〇・平二七規則一三二・一部改正)

(遊漁者等の水産動物の採捕の禁止)

第四十四条の二 漁業者が第七条第一号イ若しくはロに規定する漁業の許可を受けて漁業を営む場合又は試験研究のために採捕する場合を除き、次に掲げる水産動物を採捕してはならない。

- 一 あおうみがめ
- 二 造礁さんご類(小笠原村地先海面におけるものに限る。)

(昭四六規則一三三・追加、平一八規則一八〇・平二〇規則一八・一部改正)

(試験研究等の適用除外)

第四十五条 この規則のうち、水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間または使用する漁具若しくは漁法についての制限若しくは禁止に関する規定は、試験研究、教育実習または増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)(以下本条において「試験研究等」と総称する。)のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、別記第十一号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の許可をしたときは、別記第十二号様式による許可証を交付する。

4 知事は、第一項の許可をするにあたり、制限または条件を付けることができる。

5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。

6 第一項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行ってはならない。

7 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項を変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

8 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第三項中「交付する」とあるのは「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。

9 第十一条の規定は、第一項または第七項の規定により許可を受けた者について準用する。  
(許可船舶に対する停泊命令及び検査)

第四十六条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があると認めるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の停泊を命ずることがある。漁業法第百三十四条第一項の規定による検査を行わせるときも同様とする。

2 前項前段の規定による停泊期間は、四十日をこえないものとする。

3 知事は、第一項前段の規定による処分をしようとするときは、聴聞を行わなければならない。

4 第一項前段の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

5 第一項後段の規定による停泊期間は、十日間を超えないものとする。

(平六規則一八一・平一五規則一〇四・一部改正)

(船長等の乗組み禁止命令)

第四十七条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があると認めるときは、当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、当該漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 前項の場合には、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

(平六規則一八一・平一五規則一〇四・一部改正)

(無許可船に対する停泊命令)

第四十八条 知事は、合理的に判断して漁業者が漁業の許可を受けないで、当該漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があると認めるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることができる。

2 前項の規定による停泊期間は、四十日をこえないものとする。

3 第一項の場合には、第四十六条第三項及び第四項の規定を準用する。

(平六規則一八一・平一五規則一〇四・一部改正)

(無許可船に対する漁具または漁ろう装置の陸揚げ命令等)

第四十九条 知事は、漁業取締り上必要があると認めるときは、漁業の許可を受けないで当該漁業に使用し、若しくは使用するおそれがあると認める船舶により漁業を営む者または当該船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、期間を指定

し、もつぱら当該漁業の用に供されるものと認める漁具または漁ろう装置その他の設備の陸揚げを命じ、またはみずからこれらの設備の封印をすることができる。

(停船命令)

第五十条 漁業監督吏員は、漁業法第七十四条第三項の規定による検査または質問をする必要があると認めるときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行う者または操業を指揮する者に対し停船を命ずることができる。

2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

一 別記第十三号様式による信号旗Lを掲げる。

二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号(短音一回、長音一回、短音二回)を約七秒の間隔をおいて連続して行う。

三 投光器によりLの信号(短光一回、長光一回、短光二回)を約七秒の間隔をおいて連続して行う。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

(平一五規則一〇四・平一八規則一八〇・一部改正)

(漁場または漁具の標識の設置に係る届出)

第五十一条 漁業法第七十二条の規定により、漁場の標識の建設または漁具の標識の設置を命ぜられた者は、遅滞なくその命ぜられた方法により当該標識を建設し、または設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換えまたは再設置等)

第五十二条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなつたときまたは当該標識を亡失し、若しくはき損したときは、遅滞なくこれを書き換え、または新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(定置漁業等の漁具の標識)

第五十三条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては別記第十四号様式による漁具の標識を当該漁具の見易い場所に水面上一・五メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては、電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは公示する。

(流し網漁業の漁具の標識)

第五十四条 とびうお流し刺し網漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者は、その操業中、網の先端に、水面上一・五メートル以上の高さのボンデンをつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。

(平二〇規則一八・一部改正)

## 第五十五条 削除

(昭五三規則一六〇)

### 第四章 罰則

第五十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十五条、第三十四条第一項、第三十五条、第三十六条、第三十八条、第三十八条の二、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条又は第四十五条第六項の規定に違反した者

二 第十四条、第三十二条第一項、第四十二条第三項又は第四十五条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により付けられた制限又は条件に違反した者

三 第三十二条第一項の規定による操業の停止の命令に違反した者

四 第三十四条第二項、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第四十八条第一項又は第四十九条の規定による命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

(昭五八規則九一・平二〇規則一八・一部改正)

第五十七条 第十一条第一項(第四十五条第九項において準用する場合を含む。)、第十三条第一項若しくは第二項または第四十四条第一項及び第四十四条の二の規定に違反した者は、科料に処する。

(昭四六規則一三三・一部改正)

第五十八条 法人の代表者または法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人または人の業務または財産に関して第五十六条または前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対し、各本条の罰金刑または科料刑を科する。

第五十九条 第十一条第三項(第四十五条第九項において準用する場合を含む。)、第十二条、第十七条、第十八条、第二十条第一項若しくは第二項、第二十九条第二項、第三十一条第四項若しくは第五項又は第四十五条第五項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

(平六規則一八一・一部改正)

### 付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 東京都漁業調整規則(昭和二十六年十二月東京都規則第二百九号)及び、東京都小型機船底びき網漁業調整規則(昭和二十七年七月東京都規則第百十四号)(以下「旧規則」と総称する。)は廃止する。

3 旧規則の規定に基いてした許可その他の知事の処分であつて、この規則の施行の際現に

効力を有するものは、知事がこの規則の規定に基いてすることができるものに限り、これに基いてしたものとみなす。

- 4 前項の規定により、この規則の規定によりしたものとみなされる許可の有効期間は、従前の残存期間とする。
- 5 この規則の施行前に旧規則により交付した許可証は、この規則の規定により交付したものとみなす。
- 6 この規則の施行の際現に刺網漁業を営んでいる者は、この規則施行の日から起算して九十日間、この規則の規定にかかわらず、許可を受けずに当該漁業を営むことができる。
- 7 この規則の施行の際現に旧規則による許可を受けている船舶の許可番号の表示は、その許可の有効期間中は、なお従前の例による。
- 8 この規則の施行前二十日以内に漁業の許可または起業の認可を受けた者が死亡し、または解散し、その相続人または合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人が当該漁業の許可または起業の認可を受けていない場合には、この規則の施行日をもつて死亡し、または解散した日とみなす。
- 9 この規則の施行前にした行為に対する処分または罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和四三年規則第九八号)

- 1 この規則は、昭和四十三年五月十五日から施行する。
- 2 この規則による改正前の東京都漁業調整規則第七条第三号、第四号又は第五号の規定により当該漁業ごとに許可を受けた者でこの規則施行の際、現に当該許可により漁業を営んでいる者は、この規則第七条第一号、第二号、又は第三号の規定により当該漁業ごと及び船舶ごとに許可を受けた者とみなす。この場合において、当該許可の有効期間は従前の残存期間とする。
- 3 前項の規定により当該漁業ごと及び船舶ごとに許可を受けたとみなされたものに係る船舶の総トン数及び推進機関の馬力数の変更については、なお、従前の例による。

附 則(昭和四三年規則第一三四号)

この規則は、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和四十三年法律第八十三号)の施行の日(昭和四十三年六月二十六日)から施行する。

附 則(昭和四四年規則第一五四号)

この規則は、昭和四十四年十月十五日から施行する。

附 則(昭和四六年規則第一三三号)

- 1 この規則は、昭和四十六年七月一日から施行する。
- 2 東京都小笠原諸島漁業調整規則(昭和四十三年東京都規則第三百三十五号)は、廃止する。
- 3 この規則による改正前の東京都漁業調整規則第七条第三号又は第六号の規定によりした許可は、この規則に基づいてしたものとみなす。この場合において、当該許可の有効

期間は従前の残存期間とする。

- 4 この規則の施行前にした行為に対する処分又は罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和四七年規則第三〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五〇年規則第一四四号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の東京都漁業調整規則第七条第二号の規定により許可を受けて漁業を営んでいる者は、この規則による改正後の東京都漁業調整規則第七条第二号の規定により許可を受けた者とみなす。この場合において当該許可の有効期間は、従前の残存期間とする。

附 則(昭和五二年規則第一五七号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する処分又は罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和五三年規則第一六〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五八年規則第九一号)

この規則は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則(昭和六〇年規則第一三四号)

この規則は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則(平成六年規則第一八一号)

- 1 この規則は、平成六年十月一日から施行する。ただし、第五十九条の改正規定は、同年十一月一日から施行する。
- 2 第五十九条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成八年規則第一五八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年規則第一八六号)

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に受理した申請又は届出については、この規則による改正前の東京都漁業調整規則第三条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成一三年規則第一〇八号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年規則第二五〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一四年規則第二五号)

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都漁業調整規則別記第四号様式、第五号様式、第九号様式、第十一号様式及び第十二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成一五年規則第一〇四号)

この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第一八〇号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都漁業調整規則(以下「改正前の規則」という。)第七条の規定による許可(改正前の規則第七条第五号から第七号まで、第九号から第十三号まで及び第十六号から第二十一号までの漁業に係るものに限る。)又は改正前の規則第二十一条第一項の規定による起業の認可を受けている者は、当該許可に係る許可証又は当該起業の認可を通知する書面に記載された船舶について、この規則による改正後の東京都漁業調整規則(以下「改正後の規則」という。)第七条又は第二十一条第一項の規定による漁業ごと及び船舶ごとの許可又は起業の認可を受けた者とみなす。
- 3 前項の規定により改正後の規則第七条の許可とみなされる許可の有効期間又は改正後の規則第二十一条第一項の起業の認可とみなされる認可に係る改正後の規則第二十二条第二項の知事の指定した期間は、従前の許可又は起業の認可の残存期間とする。
- 4 この規則の施行前に、附則第二項の規定により漁業ごと及び船舶ごとの許可を受けたとみなされる者が申請を行った船舶の総トン数及び推進機関の馬力数の変更については、なお、従前の例による。
- 5 この規則の施行前にした行為に対する処分又は罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成二〇年規則第一八号)

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都漁業調整規則(以下「改正前の規則」という。)第七条の規定による許可又は改正前の規則第二十一条第一項の規定による起業の認可を受けている者は、この規則による改正後の東京都漁業調整規則(以下「改正後の規則」という。)第七条又は第二十一条第一項の規定による許可又は起業の認可を受けた者とみなす。
- 3 前項の規定により改正後の規則第七条の規定による許可とみなされる許可の有効期間又は改正後の規則第二十一条第一項の規定による起業の認可とみなされる認可に係る改正後の規則第二十二条第二項の知事の指定した期間は、従前の許可又は起業の認可の残存期間とする。

- 4 この規則の施行前にした行為に対する処分又は罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成二七年規則第一三二号)

- 1 この規則は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都漁業調整規則(以下「改正前の規則」という。)第七条の規定による許可又は改正前の規則第二十一条第一項の規定による起業の認可を受けている者は、この規則による改正後の東京都漁業調整規則(以下「改正後の規則」という。)第七条又は第二十一条第一項の規定による許可又は起業の認可を受けた者とみなす。
- 3 前項の規定により改正後の規則第七条の規定による許可とみなされる許可の有効期間又は改正後の規則第二十一条第一項の規定による起業の認可とみなされる認可に係る改正後の規則第二十二条第二項の知事の指定した期間は、従前の許可又は起業の認可の残存期間とする。
- 4 この規則の施行前にした行為に対する処分又は罰則の適用については、なお従前の例による。



別記

第1号様式 (1)

	代 表 者 選 定 届	年 月 日
東京都知事	殿	
	住 所	
	氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	㊞
	住 所	
	氏 名(同上)	㊞
-----		
-----		
下記のとおり	漁業に係る共同申請の代表者を選定したので、届け出ます。	
	記	
代表者	住 所	
	氏 名(法人にあつては、名称)	

第1号様式 (2)

	代 表 者 変 更 届	年 月 日
東京都知事	殿	
	住 所	
	氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦	
	住 所	
	氏 名(同上) ㊦	
	-----	
	-----	
下記のとおり	年 月 日付届出の	漁業に係る共同申請の代表者を変更したの
で、届け出ます。		
	記	
旧代表者	住 所	
	氏 名(法人にあつては、名称)	
新代表者	住 所	
	氏 名(法人にあつては、名称)	

第2号様式

漁業権(入漁権)行使規則認可申請書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

漁業協同組合の名称

代表者の氏名

㊦

年 月 日東京都告示第 号によつて公示された漁業権について、別添の  
ように、 漁業協同組合共第 号第 種共同漁業権(入漁権)行使規則を制定し  
たいので、関係書類を添えて認可を申請します。

第3号様式

漁業権免許申請書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

漁業協同組合の名称

代表者の氏名

㊟

年 月 日東京都告示第 号によつて公示された共第 号第

種共同漁業権の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

第4号様式(第8条、第21条関係)

漁業許可(起業認可)申請書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦

下記により 漁業の許可(起業認可)を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 操業区域
- 3 漁獲物の種類
- 4 操業期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 漁業根拠地 都県 区市町村
- 6 漁具の種類、規模及び数
- 7 使用する船舶

船 名	漁船登録番号	総 ト ン 数	推進機関の種類	馬 力 数
丸		トン		
丸		トン		

- 8 火光を利用するものにあつては、電源の種類及び出力並びに集魚灯の数及び光力
- 9 潜水器を利用するものにあつては、潜水器の種類、型式及び送気装置
- 10 魚群探知器の有無

第5号様式(第10条関係)

許可番号 第 号	
漁 業 許 可 証	
住 所	
氏 名(法人にあつては、名称)	
1 漁業種類	
2 操業区域	
3 操業期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 船 舶	
(1) 船 名	丸
(2) 漁船登録番号	
(3) 総トン数	トン
(4) 推進機関の種類及び馬力数	
5 許可の有効期間	
年 月 日から 年 月 日まで	
6 制限又は条件	
年 月 日	
東 京 都 知 事	
印	

第6号様式

漁業	様式
小型機船底びき網漁業のうち打瀬漁業	トオ打123
小型機船底びき網漁業のうち手操第4種漁業	トオ手123

備考

- 各文字及び数字の大きさは、8センチメートル以上太さは2センチメートル以上、  
間隔は2.5センチメートル以上とする。
- 123は、許可番号の例示である。



漁業許可(起業認可)の内容変更許可申請書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟

下記により 漁業の許可(起業の認可)の内容の変更について許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可(認可)番号 第 号
- 3 許可(認可)年月日 年 月 日
- 4 変更を受けようとする事項

項 目	現在の許可(認可)の内容	変更しようとする内容

- 5 変更を受けようとする時期

年 月 日

- 6 変更しようとする理由

第8号様式

漁業許可証書換え交付申請書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟

下記により 漁業許可証の書換え交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可番号 第 号
- 3 許可年月日 年 月 日
- 4 書換えを受けようとする事項

項 目	現在の許可証記載事項	書換えを受けようとする事項

- 5 書換えを必要とする理由

第9号様式(第18条関係)

漁業許可証再交付申請書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦

下記により 漁業許可証の再交付を受けたいので、申請します。

記

1 漁業種類

2 許可番号 第 号

3 許可期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 使用する船舶

船 名	漁船登録番号	総 ト ン 数	推進機関の種類	馬 力 数
丸		トン		
丸		トン		

5 再交付を必要とする理由

第10号様式

岩礁破碎等許可申請書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦

下記により岩礁破碎(土砂採取、砂れき採取、岩石採取)の許可を受けたいので、申請  
します。

記

1 目 的

2 漁業権の免許番号 第 号

3 区 域

4 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

5 補償の措置

6 その他参考事項

特別採捕許可申請書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟

下記により特別採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 目 的
- 2 適用除外の許可を必要とする事項  
東京都漁業調整規則第 条第 項
- 3 使用船舶

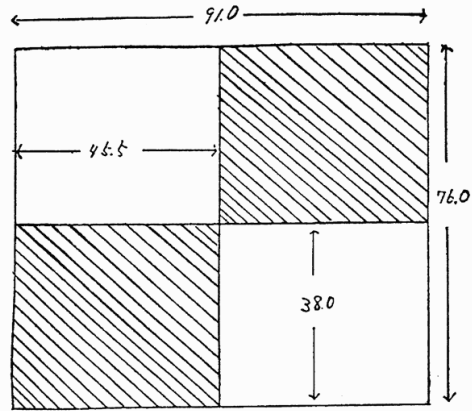
船 名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類	馬力数	所有者氏名
丸		トン			
丸		トン			

- 4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量  
(種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量)
- 5 採捕の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 採捕の区域
- 7 使用漁具及び漁法
- 8 採捕に従事する者の住所及び氏名

第12号様式(第45条関係)

許可番号特 第 号
特 別 採 捕 許 可 証
住 所 氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
1 適用除外の事項 東京都漁業調整規則第 条第 項
2 採捕する水産動植物の種類及び数量
3 採捕の区域
4 採捕の期間 年 月 日から 年 月 日まで
5 使用漁具及び漁法
6 採捕に従事する者の住所及び氏名
7 使用船舶 (1) 船 名 丸 (2) 漁船登録番号 (3) 総トン数 トン (4) 推進機関の種類及び馬力数
8 許可期間 年 月 日から 年 月 日まで
9 制限又は条件
年 月 日
東京都知事 印

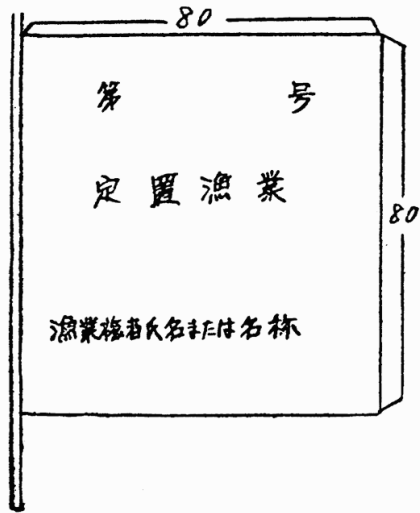
第13号様式



備考

- 1 斜線の部分は黒であり、その他の部分は黄である。
- 2 この旗は、国際海事機関が採択した国際信号書に掲載の「L」旗(あなたは、すぐ停船されたい。)である。
- 3 数字は、センチメートルを示す。

第14号様式



備考

- 1 標識は赤色の布地とする。
- 2 数字は、センチメートルを示す。
- 3 定置は、例示である。



別記

第1号様式 (1)

第1号様式 (2)

第2号様式

第3号様式

第4号様式(第8条、第21条関係)

(平14規則25・一部改正)

第5号様式(第10条関係)

(平8規則158・平14規則25・一部改正)

第6号様式

第7号様式

第8号様式

第9号様式(第18条関係)

(平14規則25・一部改正)

第10号様式

第11号様式(第45条関係)

(平14規則25・一部改正)

第12号様式(第45条関係)

(平8規則158・平14規則25・一部改正)

第13号様式

(昭44規則154・全改、平15規則104・一部改正)

第14号様式